

協会 ニュース

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-2
TEL 03-6915-2293 FAX 03-6915-2294
<http://www.jja.or.jp/> Eメール info@jja.or.jp

令和4年 冬号

HEADLINE

第六波！新型コロナウイルス感染症対策を万全に！

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、1月17日現在、全国的にオミクロン株による第六波が広がりを見せ、ふたたび緊急事態宣言にいたるような感染拡大の懸念があります。塾クラスターのリスクも高まっています。新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインによる予防対策、同ガイドライン講習の受講と修了証交付、オンライン医療相談サービスの内容拡充などを活用して、自塾における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期してください。



◆その他の項目

- 年頭所感●新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン●同ガイドライン講習
- オンライン医療相談サービス●抗原検査●特定サービス産業動態統計調査結果
- 地域×スポーツクラブ産業研究会第1次提言●民法改正●合格実績自己適合宣言
- JJAインフォメーション 学習塾の法令遵守セミナー／安心塾バイト認証
- 入会のご案内

年頭所感

令和4年1月1日

公益社団法人全国学習塾協会 会長 安藤 大作

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、まずもって長引くコロナ禍の厳しい活動環境の中で、子供たちの学びのために、日夜懸命な努力を惜しまぬお姿に敬意の念を感じております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に、真摯に取り組んでいただきましたことを深く感謝申し上げます。



昨年一年も緊急事態宣言や塾クラスターもあった新型コロナの第5波。そして、年明け早々のいまなお、新たなオミクロン株による感染再拡大に注意を払う日々が続いております。

とはいえ、こと教育に関しては課題と改革が互いに折り重なるようにして、行きつ戻りつしています。

公益社団法人全国学習塾協会にあって、2021年に感じたそうしたことを念頭にあって少しお話しいたしたく存じます。

■「日本版DBS」の創設について

「日本版DBS (Disclosure and Barring Service)」をご存じでしょうか。

昨春に開催されました自民党PT会議に、民間教育を代表して意見を求められました。

教育現場に犯罪者を立ち入らせない仕組み「日本版DBS」の創設について、民間教育事業者の立場から意見を述べてほしいというのです。

例えば、行政処分として猥褻事案での懲戒を受けた履歴の永久開示などは、公教育学校



設置者さえこれを見られたらいい、というスタンスに議論が傾きかねません。これに対して「民間教育も忘れないでほしい。学校で採用されず、民間教育に流れてきたら、結局同じことです。結局子供たちを守るという大義が成就しきれません。さらには民間教育企業にとっては全社的にダメージを受けかねない深刻な問題にもなりえます。

採用段階での見分けも難しい。すでにこの国

にはおよそ40万人の方々が民間教育を生業にしている。その全体を見ての制度設計をお願いしたい」という意見を表明しました。

私たち学習塾には、第一に「子供たちの安全を守る」という“業是”があります。仮に学校で懲戒免職を受けた人々が、一斉に民間教育になだれ込んだ場合、私たちがそれを判別することに限界があることは事実です。



そうした課題をどう解決すればよいのでしょうか。人権への配慮が必要なことは十分理解しています。一方で、私たちは子供の安全を守るという責務を負っています。加えて、企業を守る、社員を守る、社員の家族を守る責務も追っています。

自民党PT会議において発言した要望は、たとえば子供たちを守るという大義に立った時に、犯歴情報は学校設置者だけでなく私たち民間教育事業者も照会することができるという制度設計にするなど、この国にもはやなくてはならない民間教育業界とその業界に生きる人々を守ることに十分配慮した制度設計をしていただきたいという主旨を、僭越ではありましたが述べさせていただきました。

■GIGAスクール政策について

いわゆるGIGAスクール政策において、ほとんどの自治体に一人一台分のタブレットが配布済とは聞くものの、生徒の手にわたっている自治体は半数に満たないと聞きます。理由は教育委員会にICTを担当する適材職員が不在とか、様々なルール整備が間にあっていないとか…。公教育行政においてはなかなか改革が進みにくい状況です。

一方で学校からの持ち帰りを認めている学校もあると聞きます。憂うべくはそのような環境格差ではないかと感じています。こうしていつも教育に関する子供たちの利益最優先は「大人の事情」の後回しになりがちな歴史をこの国はずっと繰り返しているともいえます。その中で民間教育がいつも一定の役割を果たしてきたわけです。

こうして民間教育業界の社会的フィールドが損なわれることのないよう全国学習塾協会は活動しています。そして時代の社会的役割を模索するためにも、例えば先述したGIGAスクールにおいて配付されたタブレットの持ち帰りや民間教育での使用を認めていくことなども今後働きかけていけるトピックになっていきます。

ぜひ、規制が緩和され持ち帰りができて塾でも使える、そのことによって子供たちの利益が最大限に得られるよう今後も働きかけを続けていく必要を感じています。

■公教育と民間教育の連携促進について

各省庁のみなさんとお話をしていると、チルドレンファーストの観点から民間教育を重要な社会資源として認め、共に歩けるような指針は整備されてきたように感じます。



しかし、教育行政は三重四重になっていて、民間教育と積極的に連携し協働し、参画させようという姿勢にあるかといえば、そのような仕組みにはなかなかありません。

これはこの国の教育行政における仕組みのねじれや、これまでの様々な経緯が妨げとなっている部分が大きいようです。結果としてチルドレンファーストになり切れず、子供たちの学びにマイナスの影響が出たり、また民間

教育の機会喪失につながったとしても、それを行政施策としてカバーしていく機運は相変わらず低いままです。

しかし、民間教育という産業は国の基幹産業にもなりえるほどの社会的意義を本来持ち得ますし、さらにはその使命責任も、昨今の社会情勢からすれば益々高まってきていると思われます。戦後、エネルギー業界が国の基幹産業になっていったように、今、人づくりの教育は国の基幹産業になってしかるべき時を迎えているようにも思います。

来年に創設が期待されている「こども庁」もそのような従来の仕組みを超えていくためのものとして期待されていますし、その仕組みの枠組みに関しては民間教育側の意見も参考にしたいと、全国学習塾協会にも国会議員や省庁のみなさまから意見交換の機会の声掛けをいただいています。

学習塾は、政府・省庁や行政に対してある一定の強い影響力も持ちつつ、社会資源としてさらに発展していくべき時を迎えています。

そうした現状を鑑みたとき、全国学習塾協会の果たす役割は非常に重要なものになってきています。

全国学習塾協会の会員の皆様。

2022年度も協会は塾業界唯一の公益社団法人として、政府・省庁や行政とのカウンターパートとしての役割を果たして参ります。

民間教育の重要性と有用性を世に示しながらも、民間教育もこの国の子どもたちの未来と社会の未来を創っていくという思いを持って進んでまいります。

塾生たち子供たちと社会と未来のために民間教育業界としてともに進んで行きましょう。本年もよろしくお願い申し上げます。



学習塾における新型コロナウイルス感染症対策の基本

新型コロナウイルスガイドラインの遵守を

新型コロナウイルス感染症は 1 月 2 日現在でオミクロン株への置き換わりの割合が沖縄県では 73 %、大阪府では 60 %となっています。また、感染力は強く今までより短期間で広がっています。

1 月 7 日に東京都は、「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応について」の中で、学習塾事業者に向けて、業種別ガイドラインの遵守を要請しています。

当協会では、9 月 27 日に学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン第 6 版を公表いたしました。

また、本ガイドラインに記載のある「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン自己適合チェックリスト」につきましても公表いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン第 6 版のポイントです。

来塾の制限

- ・家庭と連携し、来塾前の検温に協力いただく。その際に、発熱や軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ）があった場合、通塾を控えてもらう。

出社の制限

- ・従業員の出社前の検温を徹底し、発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合、または体調の悪い場合は、出社させないようにし、自宅療養を基本とする。
- ・従業員が出勤後に体調不良を訴えた場合は、医療機関を受診する。



換気の徹底

○換気の状態確認

- ・室温が変わらない範囲で、法令を遵守した適切な空調設備を活用した常時換気またはこまめな換気を徹底する。こまめな換気の目安は、1 時間 2 回以上、1 回に 5 分間以上である。
- ・必要に応じ、乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が 40 %以上になるよう適切な加湿を行う。

○施設的环境に応じた対策

- ・必要に応じ、CO2 測定装置の設置と常時モニター（1000ppm 以下）の活用を検討する。なお、CO2 測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- ・換気の補助として、HEPA フィルター式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- ・外気温が高い、または、低いという理由で換気をおろそかにしないこと。

正しいマスクの着用

- ・適切なマスクを鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底すること。その際には、



適切な方法で着用できることを第一とした上で、フィルター性能の高い不織布マスクを着用すること。

- ・マスクをしっかりと着用していても、室内で私語する時間は可能な限り短くして、大声は避けること。

ワクチン接種の推奨

- ・従業員に対して、新型コロナワクチンの接種を推奨する。
- ・なお、ワクチン接種については厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

飲食時の注意徹底

- ・従業員に限らず、塾生にも本対策は徹底すること。
- ・飲食を分散する等一度に飲食する人数を減らす。
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ・椅子を間引くこと等間隔を空けた座席配置にしたり、顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の配置を避けたり、換気に注意した上でアクリル板等のパーティションを設置する等の工夫を行う。
- ・食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。

- ・飲食スペースは、常時換気する。

公表資料

- 『学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン第6版』
- 『ガイドラインチェックリスト』
- 『ガイドライン改訂におけるポイント』



【QRコード】

＊本ガイドライン等は、業種別ガイドラインとして政府と専門家の助言に基づき策定されています。

学習塾に通うお子さまの安心・安全な教室運営に万全を期すために、当協会では、学習塾の従業者を対象とした「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン講習」を実施いたします。

学習塾に携わる一人でも多くの従業者がガイドライン講習を受講し、感染症対策に必要な知識を身につけていただきたいと考えておりますので、ぜひ、ご受講いただきますようお願いいたします。



厚労省新型コロナ対策専門家委員によるセミナー映像！

新型コロナ対策セミナーのご受講を！

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、1月17日現在、全国的にオミクロン株による第六波が広がりを見せ、ふたたび緊急事態宣言にいたるような感染拡大の懸念があります。

そうした中で、学習塾に通うお子さまの安心・安全な教室運営に万全を期すために、当協会では、学習塾の従業者を対象とした「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン講習」を実施いたします。

受講のメリット

1. 感染リスクの低減

従業者一人ひとりが感染症対策に必要な知識を身につけることができます。

2. 生徒、保護者の安心・安全

修了証の掲示により、自塾の取り組みを目に見える形で伝えることができます。

3. 従業者の意識向上

個人単位で修了証が発行されるため、従業者一人ひとりの感染症対策への意識が高まります。

受講対象

学習塾の従業者（パート・アルバイト従業員を含む）

受講料

学習塾の従業者であればどなたでも無料で受講できます。

申込期間

特に期間は設けておりませんが、変更等がある際は当協会ホームページにてお知らせいたします。

セミナー映像概要（約50分間）

1. 主催者挨拶

公益社団法人全国学習塾協会
会長 安藤 大作

2. 所管省庁挨拶

経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループサービス政策課課長（併）教育産業室室長 浅野 大介

3. 学校・学習塾等における感染症対策の基本と新型コロナウイルス感染症

川崎市健康安全研究所 所長 岡部 信彦

4. クラスター発生事例から見る教育産業における感染リスクとその対策について

新潟大学大学院 医歯学総合研究科 特任教授 菖蒲川 由郷

5. 学習塾にとって必要な感染症対策

公益社団法人全国学習塾協会 事務局

※本セミナー映像は当協会をはじめ、ピアノ教室、語学教室、スイミングスクール等の業界団体によって構成する、民間教育の発展に寄与することを目的に設立した日本民間教育協議会主催によるものです。

○セミナー講習について



【QR コード】

○セミナー映像



【QR コード】

【正会員対象】

修了証（証書・カード）の発行について

ガイドライン講習の修了証を従業者ごとに付与いたします。

修了証は理解度確認テスト（web）合格後に無料でダウンロード（pdf版）できます。修了証の有効期間は1年間です。

非会員で入会を希望される方は入会案内をご確認ください。

■修了証を紙で希望される場合

発行手数料（送料込み）1セット（証書・カード）1,650円（税込み）で発行・送付いたします。

ダウンロード画面に表示される申し込みフォームに、必要事項を記載の上、送信してください。ご入金を確認後、修了証を送付いたします。

※ 学習塾が受講従業者の修了証紙発行の一括申請をすることも可能です。

＜修了証の活用例＞

教室内やホームページでの掲示、ネックストラップ等による装着などにご活用いただけます。

＜受講の流れ＞

「理解度確認webテスト」にアクセスします。
【正会員の方】「修了証付きテストを受験する」を選択します



ID・パスワードの発行申請行います



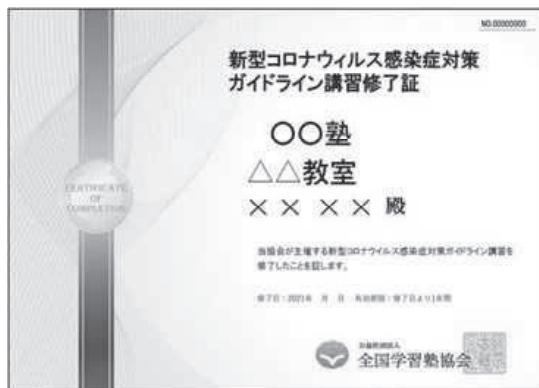
発行されましたら、セミナー映像を視聴します。



付与されたID・パスワードを入力後、テストを受験します



合格した場合、修了証（PDF）をダウンロードします。



協会正会員限定で**直接**小児科医に何度も無料相談できる！ **好評！オンライン医療相談サービス**

当協会は、株式会社 Kids Public と連携し、協会の正会員事業者が小児科医にオンラインで相談ができる「小児科オンライン」を提供し

ています。1月から4月14日の間、協会を通さずに正会員のみなさまが直接、運営主体が登録する小児科医に相談が可能となりました。

正会員の学習塾事業者限定



小児科医にスマホで何度でも無料相談できる

夜間相談



平日18時～22時
10分間相談予約制

【 LINEのメッセージチャット / 音声通話 / 動画通話 】

いつでも相談



毎日24時間受付
24時間以内返信

【 ウェブサイトから相談を送付できます 】

新型コロナウイルス感染症関連

- ・受験期の塾での感染症対策について知りたい
- ・変異株の感染力、重症化するのかについて知識をつけたい
- ・咳や鼻水が出ていても通塾して大丈夫か
- ・塾に消毒グッズの売り込みがあった。医学的に効果が期待できるものなのか知りたい
- ・職員がワクチンを接種したがる。説明方法は？

子どもたちの心身の健康全般

- ・授業中落ち着きがない子どもがいる。対応のコツは？
- ・学校や塾に行きたがらない子どもがいる。ケア方法を教えてほしい
- ・教室内で頭をぶつけた子どもがいた。学習塾としての対応が適切だったのか知りたい
- ・性別に関する悩みを抱える子どもがいる。接する際に配慮すべきことを教えてほしい
- ・家庭の養育環境に問題がある子どもがいる。子どもや親への声かけについて相談したい



まずはLINEの
友だち追加を！



会員登録に必要な合言葉

※LINEをご利用でない場合は、「小児科オンライン」を検索してウェブサイトから登録を行ってください。

※学習塾協会の正会員の学習塾事業者限定で無料で利用できます。

※事前問診は保護者からの入力を想定したものになっております。質問内容によっては、親の名前には事業者の担当者名をご入力いただくなど、適宜ご対応をお願いいたします。

事業に関して 公益社団法人全国学習塾協会 TEL：03-6915-2293 サービスに関して 産婦人科・小児科オンライン各ウェブサイト問い合わせフォームよりお願いします

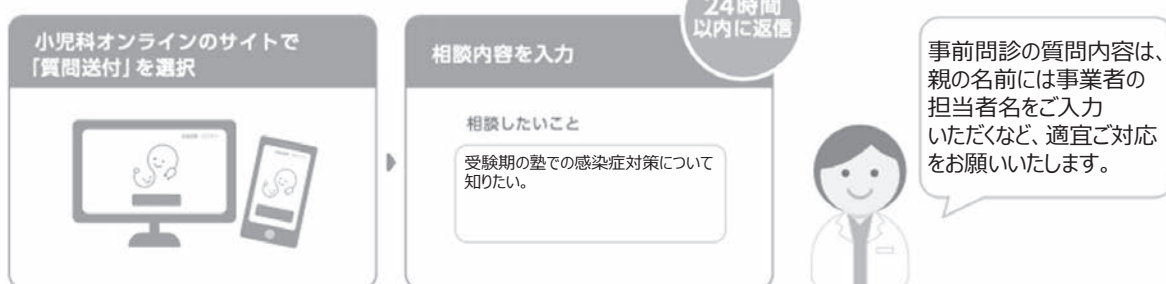
会員登録の手順



夜間相談の利用手順



いつでも相談の利用手順



国承認の抗原検査キットを自治体が無料配布

塾内感染を防ぐ！抗原検査の活用を

昨夏に起きた塾クラスターでは、塾講師から塾生に感染するケースが多くありました。そうしたことを踏まえて、昨年9月改訂の「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第6版）」では、

出勤後に体調が悪い従業員が見出された場合や従業員がのどの違和感や発熱などの症状を訴えた場合、医療機関を受診することが基本となるが、直ちに受診をすることが出来ない

場合には、その従業員に対し、抗原簡易検査キットを活用して検査を実施する。

と記述があります。

現状では、国承認の体外診断用医薬品である抗原検査キットが自治体で無料配布されていたり、安価にて市中の薬局で販売されています。比較的容易に、検査が可能ですので感染予防のため積極的な活用をご検討ください。

抗原検査等を無料で受けられる自治体の情報です。（ごく一部です。お近くの自治体にご確認ください。）



北海道



東京都



三重県



神奈川県



福岡県



埼玉県



岐阜県



佐賀県



滋賀県



京都府



長野県



大分県



秋田県

特定サービス産業動態統計調査10月分結果について

コロナ禍は？学習塾業の10月の業況

経済産業省が実施する特定サービス産業の統計調査を基に、新型コロナウイルス感染症が学習塾にどの程度の影響を及ぼしているかについてまとめました。他業種との比較をはじめ、直近の売上高、受講生数、従業者数の近年の推移を見ることで業況を把握することを目的としています。

調査資料：特定サービス産業動態統計調査（経済産業省）

調査対象：経済センサス-活動調査等を母集団とし、年間売上高（全国計）のおおむね70%をカバーするまでの売上高上位の企業

1.対個人サービス売上高前年比

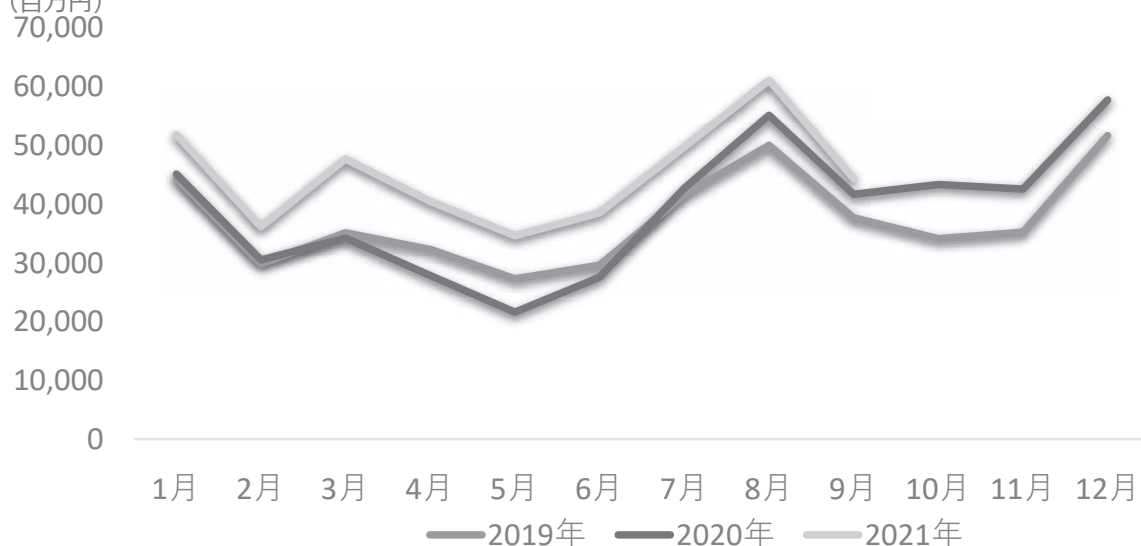
(%)

	学習塾	フィットネス	外国語 会話教室	結婚式場業	遊園地・ テーマパーク	ボウリング場	ゴルフ場	ゴルフ練習場	パチンコ ホール	葬儀業
2020.4月	85.7	28.1	53.4	8.7	1.1	7.7	51.8	67.3	38.2	75.1
5月	78.6	6.3	42.2	2.3	1.2	11.5	54.7	75.6	23.1	75.7
6月	92.4	50.8	74.2	7.1	5.9	49.9	65.9	92.1	68.3	83.4
7月	85.9	68.3	78.9	14.2	33.7	65.4	81.4	105.4	78.9	86.3
8月	92.0	71.3	78.8	28.9	32.2	57.8	101.1	110.4	78.3	85.6
9月	92.4	70.3	79.3	29.8	41.7	70.7	85.8	99.8	77.5	83.4
10月	106.2	71.8	86.9	46.9	53.1	73.5	93.6	111.8	82.7	91.5
11月	100.9	73.7	81.4	49.6	56.7	68.4	94.5	109.9	80.8	89.6
12月	93.3	72.2	77.1	54.8	49.4	60.8	99.7	110.9	79.8	84.2
2021.1月	96.0	74.2	76.5	42.6	30.0	54.7	91.9	109.4	73.8	88.9
2月	99.6	73.7	80.8	24.3	26.7	56.7	100.4	107.3	74.2	85.3
3月	117.2	122.5	128.6	92.7	1247.7	80.3	109.0	108.3	86.1	94.1
4月	122.2	281.6	165.6	49.8	4170.1	751.4	184.6	167.0	172.4	114.7
5月	134.9	942.1	187.3	2926.1	2080.7	310.7	154.2	150.2	313.8	114.6
6月	117.6	142.0	104.8	706.4	541.7	87.6	125.7	118.4	104.2	106.1
7月	116.3	104.4	102.0	544.4	123.4	89.9	123.3	101.6	94.2	101.4
8月	110.7	101.7	84.7	222.8	91.8	96.7	90.5	102.2	90.6	101.0
9月	106.5	101.4	96.1	127.2	91.2	69.8	103.6	107.6	97.0	106.0
10月	104.3	101.1	98.1	145.4	91.2	93.3	112.5	102.7	96.1	97.4

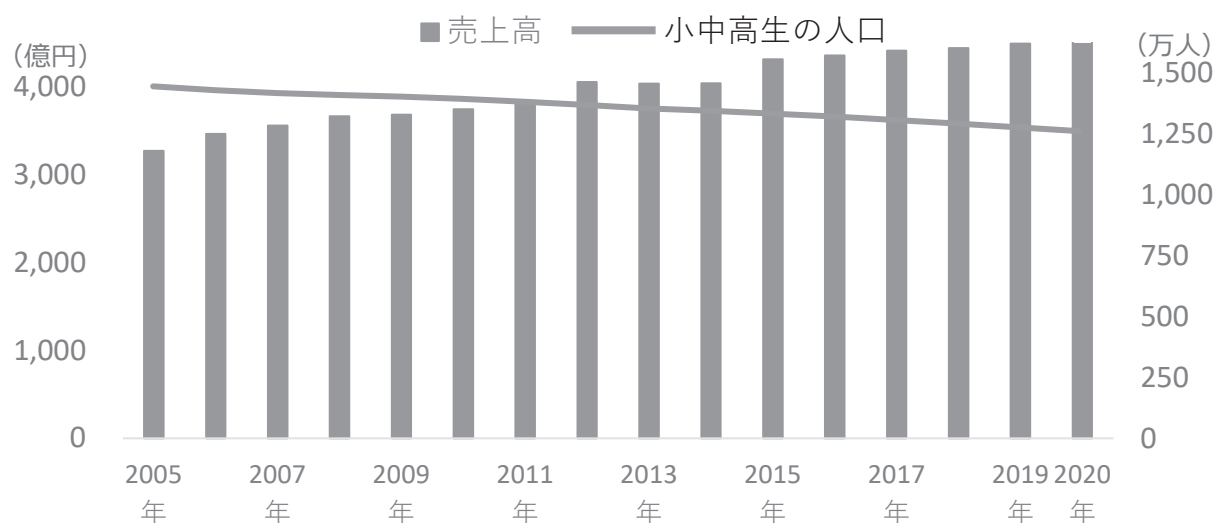
☑感染症が再流行した8月・9月においても前年を上回り、8か月連続の前年比増である。

2.売上高推移（学習塾）

(百万円)

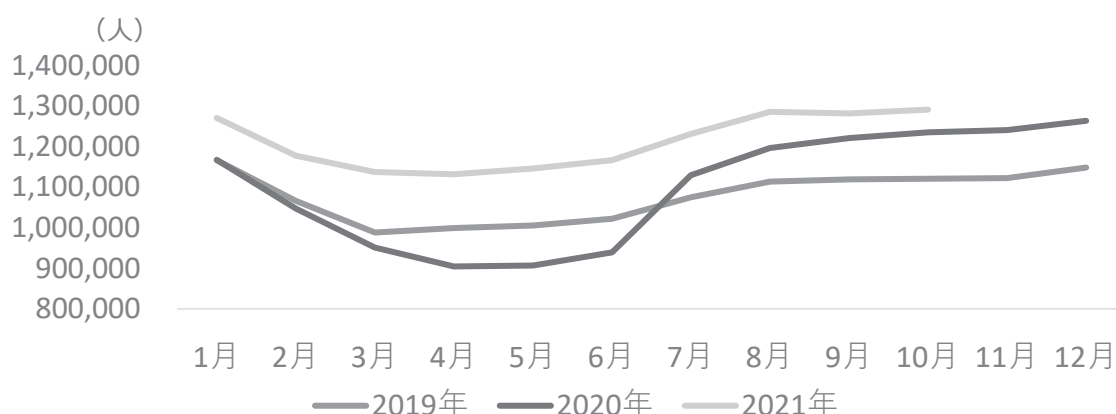


3.学習塾売上高と小中高生の人口推移



☑学習塾は少子化の影響を受ける業界と言われて久しいが、2005年から2019年までの間に小中高生の人口が約12%減少している（「学校基本調査」より）ことに反して、売上高は約37%増加している。これは、顧客獲得や顧客単価アップ等によるところが大きい。

4.受講生数推移

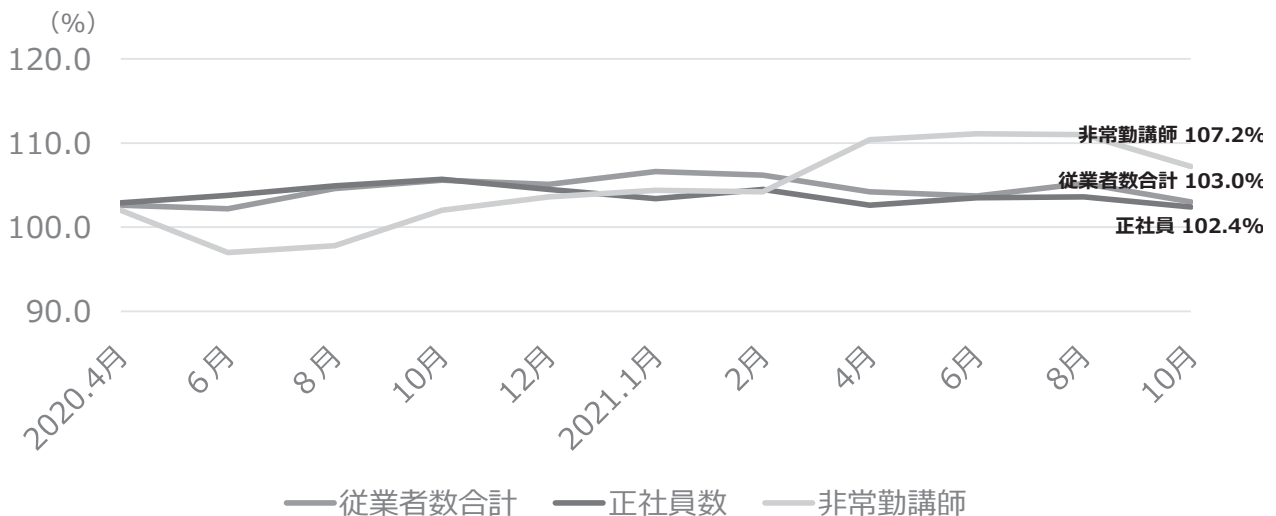


5.顧客単価

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
顧客単価	39,190円	29,047円	35,543円	30,543円	23,782円	29,397円
前年比	103.0%	103.7%	100.0%	94.6%	87.7%	101.5%
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	37,481円	43,818円	33,608円	33,009円	33,027円	45,719円
	96.9%	102.3%	99.9%	108.5%	105.2%	101.7%
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
顧客単価	40,361円	30,651円	41,934円	35,819円	30,217円	33,004円
前年比	103.0%	105.3%	116.5%	117.2%	127.0%	112.2%
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40,378円	47,465円	34,605円	35,041円		
	107.7%	108.3%	102.9%	106.1%		

☑顧客単価は昨年10月以降、全ての月において前年を上回る状況が続いている。

6. 従業者数等の前年比



☑ 従業者数は微増を続けている。コロナ禍においても学習塾に対する顧客のニーズは高いことなどから、今後も前年比100%前後を推移すると思われる。

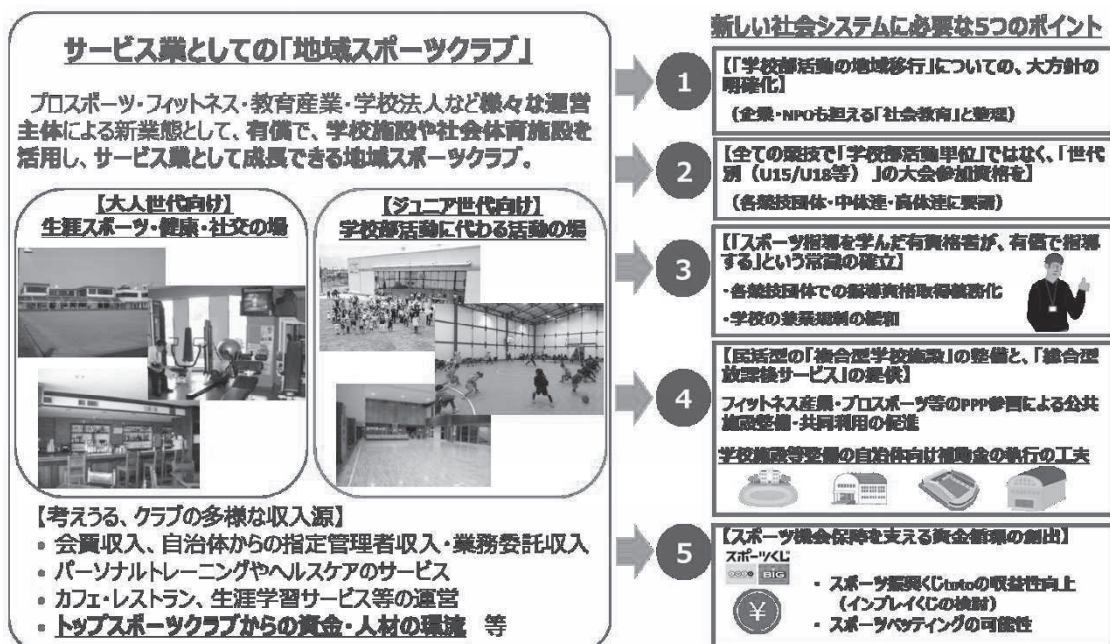
放課後サービス業と5つの課題

民間教育の運営主体によるサービス業としての「地域スポーツクラブ」。新しい業態として有償で学校施設などを活用し、産業として成長するという政策研究が進んでいます！

経済産業省は昨年6月に、スポーツクラブ産業を核とした地域経済の新しい成長可能性を探る「地域×スポーツクラブ産業研究会」の第1次提言を取りまとめ、発表しました。

提言では、“サービス業としての地域スポーツクラブ”を軸にした新しい社会システムを実現するために検討されるべき5つのポイントとして「学校部活動の地域への移行」「全ての競技の参加資格を学校部活動単位に限らず、世

代別に転換」「スポーツは有資格者が有償で指導するという常識の確立」「学校の“複合施設化”と、総合型放課後サービスの提供」「スポーツ機会保障を支える資金循環の創出」を提示するもので、学習塾をはじめとする民間教育事業者にとって、活躍の場の可能性を見出せる内容になっています。（下図をご覧ください）



この提言の示す5つのポイントを学習塾もしくは教育サービス業の視点から、課題と解決したときに想定されるゴールを整理してみます。

I. 「学校部活動の地域移行」についての方針の明確化について

【課題】

①学校部活動は「社会教育」である旨を明確にし、②学習指導要領からは部活動の位置づけを外し（曖昧さを解消）、③平日も含めて地域移行する具体的方針も明確にすることが必要。

【課題が解決されると考えられること】

部活動、課外スポーツ活動が「社会教育」になる。学校から開放される。

II. 全ての競技で「学校部活動単位」に限らない、「世代別（U15/U18等）」の大会参加資格に転換を

【課題】

学校部活動の地域移行に伴い、全ての中央競技団体（NF）や中体連・高体連の連携により、①

学校部活動単位縛りの大会の「世代別大会への変更」や、②新しい「世代別大会の設立」が進められるべきではないか。

【課題が解決されると考えられること】

学校単位の「大会」「コンクール」でなくなる。

III. 「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の確立。

【課題】

「スポーツは、有資格者が、有償で指導する」システムに抜本的に設計し直すべき段階（スポーツ指導で生計を立てられない構造の解消）、優れたスポーツ指導者の資質をもつ学校教員が、地域スポーツクラブにおいてスポーツ指導を有償で兼職・兼業しようにも、「理屈上は兼業可能だが、事実上許可されない」現状を改める工夫が必要。

IV. 学校の「複合施設」への転換と開放、「総合型放課後サービス」の提供

3-3. 法令と条例のねじれ

民間への使用を条例で規制されているため、活用できる団体が限られている。
法令と条例のねじれを解決する必要がある。

スポーツ基本法

第7条

国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない

第18条

スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする

関連条例(要綱等含む)	参考URL	該当文言
・江戸川区教育委員会 学校開放事業	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e068/kosodate/kyoiku/kyouiku/s-hisetukaiho/gakkokaiho.html	・以下に該当する場合は、使用できません。該当していることが判明した場合、使用ができなくなります。営利目的で使用する場合
・文京区学校施設使用	https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/campus/shisetu.html	1 使用できる方 営利行為を目的としない方であれば、どなたでもご使用いただけます。
・港区立学校施設等 使用事前届出団体の 登録について	https://www.city.minato.tokyo.jp/sports/jizentodokededantait.html	登録条件 区内で継続的に社会教育活動・スポーツ活動・地域活動を行い、営利や特定の政治・宗教活動を目的とする団体でないこと。
・千葉市立学校の学校 体育施設開放の規則	https://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000316.html	2 開放校においては、営利行為その他スポーツの場としての利用に反することをしてはならない。
・横浜市立学校施設 使用規則	https://cgl.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001163.html	(2) 政治、宗教及び営利を目的とする使用であるとき。

経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1次提言より

【課題】

学校体育施設は、自治体毎の条例や規則等により『営利目的』の団体の使用を禁止している例も多く、スポーツクラブ産業がスクール事業などを行う際に安定的な活動場所として確保することが難しい。

【課題が解決にむけて必要なこと】

旧スポーツ振興法の残滓（「営利のためのスポーツを振興するものではない」）をひきずり、スポーツ基本法の理念が反映されないままの自治体条例の改正を促す必要があるのではないか。

★スポーツ基本法第7条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

学校体育施設の有効活用に関する手引き



【QRコード】

スポーツ庁では、地方公共団体が、学校体育施設を活用して、地域のスポーツ環境を充足し、スポーツ実施率の向上へとつなげるため「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を令和2年3月に策定しました。ここには多くの学校施設の民間への開放事例が記載されています。

V. 「スポーツ機会保障」を支える資金循環の創出

【課題】

各家庭の所得格差がスポーツ機会格差につながらないようにするため、クラブ運営において様々な収益源を確保し、会費を抑える工夫や、クラブ運営や個人への支援を可能にする新たな財源創出が必要。

【課題が解決されると考えられること】

地域スポーツクラブ等が学校体育施設や社会体育施設の維持管理・運営について指定管理や業務委託を受けられるのであれば、安定的・基盤的收入になる。

経済産業省によりますと、今後この提言の内容について、スポーツ審議会（スポーツ庁）における第3期スポーツ基本計画策定論議への反映を働きかけつつ、最終提言を今春にまとめる予定です。

「地域×スポーツクラブ産業研究会」第1次提言



【QRコード】

民法改正・18歳成人で入塾契約は…



およそ140年ぶりに「大人」の定義が変わります。成人年齢を引き下げる改正民法の施行により、ことし4月からは18歳で「成人」となります。

成年年齢の引下げによって、この春からは18歳、19歳の方は、親の同意を得ずに、様々な契約をすることができるようになります。学習塾との契約も例外ではありません。

事業者のみなさんは、18歳・19歳の方が未成年者取消権を行使することができなくなるこ

とによる消費者トラブルに発展しないよう、十分ご注意ください。

18歳から“大人”に！

成年年齢引下げで変わる事、変わらないこと。



【QRコード】

政府広報オンライン

民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）について



【QRコード】

法務省ホームページ

合格実績広告に「自己適合宣言」を！

合格実績の表示をめぐるトラブルは、ひとつの塾だけでなく業界全体の信頼性を揺るがしかねません！実績が適正であることを自ら宣言する「自己適合宣言」で品質をアピールしてみませんか！

塾生の合格の声が次々と、皆さんの元へ届いていることと存じます。大切な合格実績を

どのように活用されていますか。

学習塾の皆様が合格実績を広報などに使う



合格実績適合宣言マーク

時、わかりにくさによる消費者の誤認や客観的で合理的な基準に留意した公正な競争が、業界全体の信頼性を大きく左右します。

当協会では、合格実績に関する自主基準実施細則の基準に基づいて、各学習塾事業者が自らその適合を消費者ほか社会に向けて宣言する「合格実績自己適合宣言」を推進いたします。

合格実績に関する自己適合宣言の推進について、詳しくは協会 Web サイトをご覧ください。



【QRコード】

学習塾事業者のみなさま

現在、合格実績において各学習塾事業者独自の表記、考え方がある中で、合格実績に関する自己適合宣言は、当協会として基本的な考え方と基準を定め広く認知していただくためのものです。

そのため、当協会では合格実績に関する自己評価シートを作成し、全てに適合した学習塾事業者は合格実績に関する自己適合宣言（以下「合格実績適合宣言」といいます。）を行うとともに、当協会が普及推進のために作成した合格実績適合宣言マークを使用することが

できることといたしました。

合格実績適合宣言とは、自ら表示事項の適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において表示事項への運用およびその適合を宣言するものです。

合格実績の適正な表示をアピールするために合格実績適合宣言マークを活用ください。

「合格実績適合宣言」の実施方法は次の通りです。

①合格実績適合宣言とは、各学習塾事業者が自身で適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において適合を宣言するものです。

②適合していると判断するための条件は以下の通りです。

- ・合格実績に関する自己評価シートにおいて全ての項目に適合していること

- ・根拠となる資料を開示できる準備があること

③合格実績適合宣言を行った学習塾事業者は合格実績適合宣言マークを使用できます。また、合格実績適合宣言マーク使用事業者は、当協会ホームページに掲載します。その場合は、「合格実績適合宣言マークは、各塾自らが合格実績に関する自己評価シートを用いて全項目において適合したことを宣言したものです」の一文を明記します。

④合格実績適合宣言マーク使用は毎年 4 月～翌年 3 月までの 1 年間とします。更新時期を毎年 3 月中と定め再度自己評価を行い、全ての項目に適合することが求められます。

合格実績適合宣言マークは、各塾（事業者）自らが合格実績に関する自己評価シートを用いて全項目において適合したことを宣言したものです。

なお、一般に不当表示など景品表示法違反の疑いのある事実に関する情報は、消費者庁にご提供いただくことができます。

○消費者庁 表示対策課 情報管理担当

電話：03-3507-8800（代表）

合格実績に関する自己適合を宣言するにあたっては、「合格実績に関する自己評価シート」に適合することを確認して下さい。自ら合格

実績に関する自己適合宣言を行って当協会の作成した合格実績適合宣言マークを使用する際には、「合格実績適合宣言マークの使用について」をよくお読み下さい。

JJAインフォメーション



コンプライアンス 学習塾のための法令順守セミナー！働き方改革のいま、労働関係法令を守って安全経営を！すべてDVD動画視聴です

学習塾には無数の著作物が存在します。あなたの塾では著作物利用とその対策は万全でいらっしゃいますか？市販の問題集、塾用教材、入試の過去問題、塾内テストなどの取扱いの注意点のほか、起こり得る著作物利用リスクについても取り上げます。間違いのない事業運営のために、わかりやすく繰り返し聴ける映像講習を、ぜひ受講ください！！

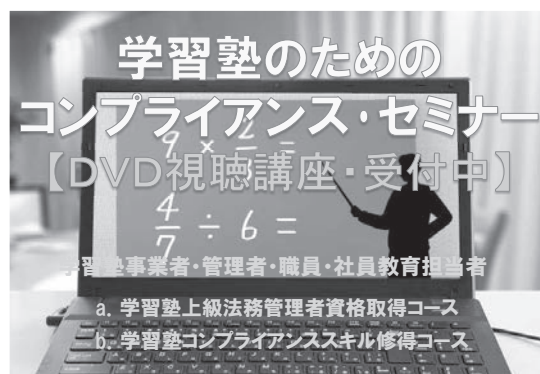
今年のテーマは、「学習塾における著作物利用と対策」です。

◆講師 弁護士 阿部 裕行 氏

講師プロフィール 弁護士業務として、これまで、不動産、借地借家、貸金、遺言・相続、離婚、親子関係、交通事故、会社訴訟、金融被害などの民事事件のほか、契約作成に関与する一方、多数の医療事故（医療ミス）、労働（配転・解雇、不当労働行為救済申立等）事件、刑事事件等を担当。弁護士歴35年。東京大学法学部卒。現在、公益社団法人全国学習塾協会顧問弁護士。

本セミナーは「DVD受講」なので、ご自宅や職場等の静かな環境でご都合の良い時間にご視聴いただけます。

消費者の適切な保護のための法律その他必要とされる知識・技能を取得し、学習塾の運



受付締切 令和4年3月23日(水)

講師 弁護士 阿部 裕行 氏

弁護士業務として、これまで、不動産、借地借家、貸金、遺言・相続、離婚、親子関係、交通事故、会社訴訟、金融被害などの民事事件のほか、契約作成に関与する一方、多数の医療事故（医療ミス）、労働（配転・解雇、不当労働行為救済申立等）事件、刑事事件等を担当。弁護士歴35年。東京大学法学部卒。現在、公益社団法人全国学習塾協会顧問弁護士。



学習塾における著作物利用と対策

学習塾には無数の著作物が存在します。あなたの塾では著作物利用とその対策は万全でいらっしゃいますか？市販の問題集、塾用教材、入試の過去問題、塾内テストなどの取扱いの注意点のほか、起こり得る著作物利用リスクについても取り上げます。間違いのない事業運営のために、わかりやすく繰り返し聴ける映像講習を、ぜひ受講ください！！

公益社団法人全国学習塾協会 www.jja.or.jp
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2 TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294

営において実践しようとする者として公益社団法人全国学習塾協会が認定する学習塾上級法務管理者の資格取得を目指す方は、「a. 学習塾上級法務管理者資格取得コース」を選択してください。

◆申込締切：令和4年3月23日（水） [必着]

a. 学習塾上級法務管理者資格取得コース【A

コース】

※このコースはDVD受講後、理解度確認テスト（30分間）を受験していただきます。資格取得には理解度確認テストの合格が必要です。自宅や職場等の静かな環境で行ってください。テスト時間中にセミナーのテキストをご覧いただくことは可能です。

b. 学習塾コンプライアンススキル修得コース 【Bコース】

※このコースはDVD受講のみのコースです。

学習塾コンプライアンススキル修得コース申込者は、映像及びテキストに限り同一法人内での研修ツールとしてご活用いただくことが可能です。

◆申込方法：お申し込みは、『参加コース・塾名・氏名・住所・電話番号・メールアドレス・会員の有無』を記載の上、下記QRコードからお入りいただきメールをご送信ください。

折り返し、申込受付完了のメールをお送りいたします。

【お問い合わせ電話番号】03-6915-2293



「安心塾バイト認証」で安心安全な働く環境をアピールして、十分な学生アルバイト確保を！

働き方情報サイトで「安心塾バイト認証」導入でもう「ブラックバイト」と言わせない！
学習塾経営の労務管理対策を考える＞という記事で協会の取り組みが紹介されました。



【QRコード】

◆受講料（テキスト、受験料等含む・税別）

＜新規＞

- ・Aコース 一般 25,000円
正会員 18,000円
- ・Bコース 一般 15,000円
正会員 10,000円

※aコースの方は資格取得後、資格維持のためスクーリング、更新が必要になります。スクーリング、更新につきましてはこのQRコードからお入りいただき「制度の概要」をご確認ください。

◆納入方法：申込受付完了メール到着後、1週間以内に下記の銀行口座にお振り込みください。

■三菱UFJ銀行本店 普通7642072
公益社団法人全国学習塾協会

◆DVD受講の手順

[受講者→協会]受講申込 3月23日(水)締切／
受講料納入 3月28日(月)締切

[協会→受講者]本年度講習DVD・テキスト
・テスト送付 3月31日(木)発送

[受講者→協会]提出課題の必着 令和4年5月6日(金)締切



与事業所数は2,453事業所となりました。
たくさんの申請をいただきありがとうございました。

学習塾事業者の皆様におかれましても、安心塾バイト認証の取得等を通じて、引き続き労働環境の整備・改善に取り組んでいただけますようお願いいたします。

安心塾バイト認証制度について、こちらをご覧ください。

当協会では、平成29年より安心塾バイト認証制度の普及推進に取り組んでおります。

第47回 令和3年11月1日(月)

第48回 同11月30日(火)

第49回 同12月24日(金)

に判定委員会を開催しまして、現在、累計付



【QRコード】

JJAご入会のご案内

全国学習塾協会（略称「JJA」）は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。会員は、正会員と賛助会員からなっています。

■正会員 小学校、中学校、高等学校などに通う児童、生徒、学生を対象とし、学力と学ぶ力の向上を指導する学習塾をはじめとする民間教育業を営む法人及び個人であればどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。正会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■賛助会員 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。